

## 上越市選挙管理委員会告示 第 18 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 63 条及び第 64 条の規定により、上越市開票区の開票場所及び日時を次のとおり定めた。

令和 8 年 1 月 27 日

上越市選挙管理委員会  
委員長 澤 海 雄 一

### 1 開票を行う場所及び日時

場所 上越市下門前 446 番地 2  
リージョンプラザ上越 インドアスタジアム  
日時 令和 8 年 2 月 8 日（日）午後 9 時